

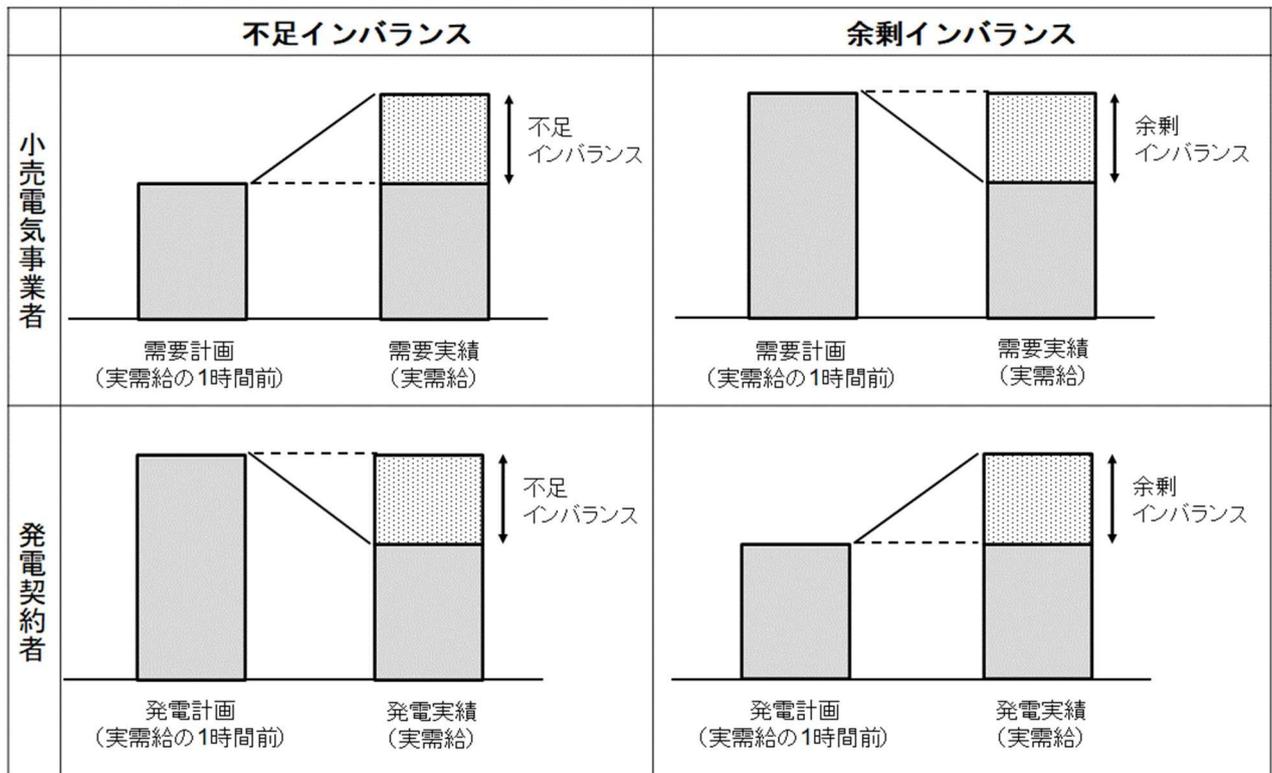
今回発生したインバランス料金単価の誤算定の概要

1. 誤算定の概要

(1) インバランスとは

- ・小売電気事業者と発電契約者は、1日を48コマに分割した30分単位のコマごとに需要計画と発電計画を作成し、計画とずれが生じないように運用を行います。
- ・しかしながら、実際の運用においては需要や発電が計画どおりにならない場合があり、このときの計画と実績のズレを「インバランス」といい、一般送配電事業者が電源等（調整力）に指令し、インバランスを解消するよう調整しています。

<参考：不足インバランス、余剰インバランスのイメージ>



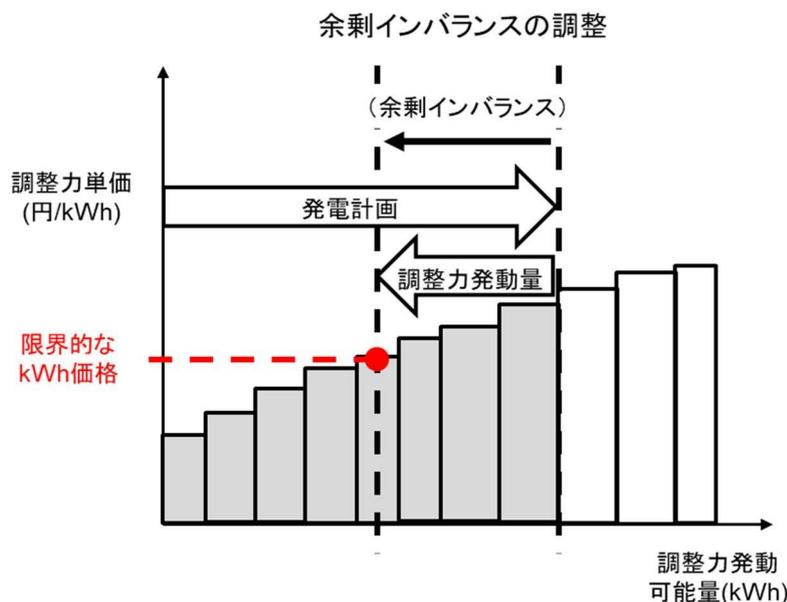
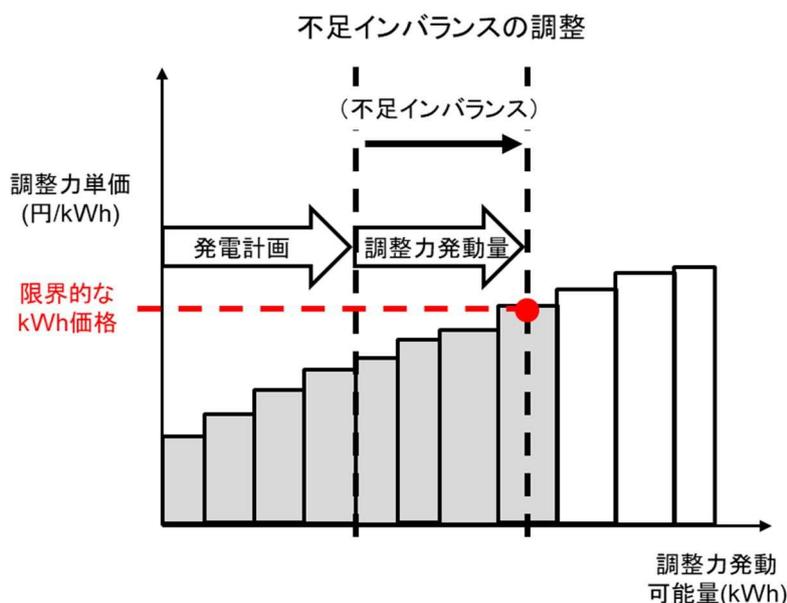
(2) インバランス料金単価とは

- ・各一般送配電事業者の中央給電指令所システムからインバランス想定量を送信し、広域需給調整システム*を経て、最終的にインバランス単価中央算定システムでインバランス料金単価が算定されます。
- ・インバランス料金単価は、インバランス量を解消するために発動させた調整力のkWh価格（限界的なkWh価格）を元に算定されます。
- ・インバランスに対して需給の一致を図るため、一般送配電事業者が補給等を行っており、当該補給等に係る精算に「インバランス料金単価」を用いています。

※ 一般送配電事業者が広域的に需給調整を行うためのシステム



<参考：インバランス料金単価の算定イメージ>



2. 処理誤りが発生した原因と対策

インバランス料金単価の算定諸元となるインバランス量を算定するにあたり、当社の中央給電指令所システムにおいて、以下の誤りがあったものです。

(事象①)

- ・発電計画集約処理プログラムの不具合により、一部の発電所の発電計画を2回集約しており、結果、計画値が2倍となったものです。
- ・発電計画の2回集約を受け付けないようプログラムを改修しております。

(事象②)

- ・混焼バイオマス発電所の発電計画集約時には、火力分とFIT分の加算処理が必要ですが、入力設定の間違いにより、一部（FIT分）の計画値が計上されていなかったものです。
- ・正しい入力設定に修正し、加算処理されていることを確認しております。

(事象③)

- ・発電所の送電端出力実績集約において、一部発電所の集約処理と設定方法の整合がとれておらず、発電端出力実績が集約されていたものです。
- ・設定方法を修正し、送電端出力実績が集約されていることを確認しております。

3. 再発防止策

- ・システム改修から運用における一元的な管理・確認が十分ではなく、確認漏れが発生したことから、最終確認者を選定し、確認及び関係者への報告を徹底するようにします。また、今回、総点検時に行った確認方法をルール化したうえで、確実に運用します。
- ・システム改修や運用時の監視・確認方法が十分に機能しておらず、不具合事象の発見が遅れたことから、総点検時に行った確認方法に基づき常時監視するようなツールを作成し、迅速な異常発見を行います。
- ・システム改修や運用設定の誤りがインバランス料金単価の算定諸元に影響を与えるという重要性を認識したうえで業務を行うことを引き続き、徹底します。

以 上